

平成 28 年熊本地震により被災した支給認定保護者に係る
利用者負担額の減免事業実施要綱

第 1 事業の目的

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が平成 28 年熊本地震の被災者に対し、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に規定する子どものための教育・保育給付の対象となる教育・保育に係る利用者負担額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 1 項及び第 43 条第 1 項に規定する利用者負担額をいい、同令附則第 3 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の減免を実施した場合に、当該減免相当額について国費による補助を行うことにより、市町村の財政負担の軽減を図ることを目的とする。

第 2 事業の内容

(1) 実施主体

実施主体は、(3) の対象者について、法第 20 条第 1 項及び第 3 項の支給認定を行った市町村とする。平成 28 年熊本地震後に居住地等の変更があった者に関しては、変更前後の期間についてそれぞれ支給認定を行った市町村を実施主体とすることを基本とするが、市町村間で調整が整う場合にあっては、この限りでない。

(2) 実施内容

平成 28 年熊本地震の被災者に対し、市町村が利用者負担額の減免を実施する。

(3) 対象者

対象者は、平成 28 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村に在住している又は在住していた支給認定保護者（法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）であって、当該支給認定保護者又は当該支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が当該地震に伴い、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 24 条第 1 項に規定する災害その他の内閣府令で定める特別の事由と同等の事由に該当し、利用者負担額の負担が困難であると市町村が認めたものとする。

(4) 実施方法

ア 市町村が、(3) の対象者に係る利用者負担額を令第 24 条第 1 項の規定によらずに減免した場合に、当該減免相当額について補助を行う。

イ 平成 28 年熊本地震による被災の事実については、災害救助法の適用市町村が発行する罹災証明書及び被災証明書のほか、市町村が適当と認める書類・方法により確認して差し支えない。

(5) 留意事項

ア 人口流出防止など平成 28 年熊本地震以外の理由による減免については、本事業の対象とはならないこと。

イ 平成 28 年熊本地震の発生以前に、市町村が独自の減免を実施していた場合には、当該減免後の利用者負担額から更に減免した部分のみについて本事業による補助を行うこと。

第 3 国の助成

本事業に要する費用については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

第 4 事業計画

別紙様式による事業計画を策定し、別に定める期日までに内閣総理大臣に提出すること。

平成28年熊本地震により被災した支給認定保護者に係る
利用者負担額の減免事業 事業計画書

1. 事業内容

※ 熊本地震に伴う利用者負担額減免の対象となる世帯の範囲、減免額の基準（全額免除・半額免除など）を記載すること。
 なお、これらの内容について定めている規定等を別添資料として添付する場合には、本欄の記載は不要であること。

2. 事業内訳

	対象世帯数	対象児童数	利用者負担額総額			減免額（①－②）
			国基準額	市町村基準額①	減免後利用者負担額②	
1号認定	件	人	円	円	円	円
2・3号認定	件	人	円	円	円	円
合計	件	人	円	円	円	円

※利用者負担額には、当該事業の対象児童に係る利用者負担額の総額を記載すること。